

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2024年9月18日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ネパール国道路防災に係る能力強化プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ネパール国道路防災に係る能力強化プロジェクト
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修に分けて積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2024年12月 ～ 2027年11月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の12%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。
- 3) 第4回（契約締結後36ヶ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

(6) 部分払いの設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2024年度(2025年2月頃)
- 2) 2025年度(2026年2月頃)
- 3) 2026年度(2027年2月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部運輸交通グループ第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年 9月 24日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年 9月 25日 12時
3	質問への回答	2024年 9月 30日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2024年 10月 11日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2024年 10月 23日
8	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先: https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

・「ネパール国国土防災に係る能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：23a00800）の受注者（株式会社国際開発センター）及び同業務の業務従事者

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「2.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

・第3章 プロポーザル作成要領に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2.（3）参照

2) 提出先 : <https://forms.office.com/r/sYziHCx6rP>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りして
います。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限: 上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の
受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023
年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記2. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依
頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名: 「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの
提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納くださ
い。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワード
を設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワ
ードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 国際協力調達部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 (本見積書及び別見積書)

- ① 宛先: e-koji@jica.go.jp
- ② 件名: (調達管理番号)_(法人名)_見積書
〔例: 24a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文: 特段の指定なし

- ④ 添付ファイル：「24a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

3) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案）がある場合
GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記2. (3) の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	ハザード評価の実施方法について	第3条2（5）、 第4条2（1）、第7条
2	各成果に係るモデル区間・モデル地区の選定方法について	第3条2（6）、 第4条2（1）
3	他事業、他開発協力機関との連携・役割分	第3条2（13）

	担案	
4	本邦研修の計画案	第3条2(14) 第4条2(2)

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2024年4月
- ・ R/D署名：2024年7月29日

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) 要請書接到以降の道路防災に係るカウンターパートの問題認識

ネパール（以下、「当国」という。）は、地形的な特徴から地震、洪水、斜面災害等の自然災害が頻発する国であり、人口の80%以上が自然災害のリスクに晒されている（ネパール内務省、2017年）。特に斜面災害は発生頻度が高く、1971年から2018年までに約4,400件が発生し、2015年の大地震の被害を除く死者数は、約5,100人となっている（ネパール内務省、2019年）。雨期には、落石、岩盤崩壊、斜面崩壊、路肩崩壊、地すべり、土石流等の斜面災害により、道路封鎖や物流の停滞が頻繁に発生している。2022年には国道80路線のうち27路線の221箇所道路閉鎖が発生し、道路閉鎖時間は8,507時間に及んだ。毎年の斜面災害による経済損失への懸念が大きいことから、斜面对策が重視されている。

しかし、道路局（Department of Roads、以下「DOR」という。）では、斜面对策のための予算が不足していること、技術的視点からの斜面对策工事の優先順位付け・計画策定が適切に行われていないこと、斜面对策工の調査・解析、設計、積算、予算要求に係る技術が不足していること、効率的かつ効果的な緊急対応技術が不足していることが課題となっている。さらに、斜面对策に関するマニュアルが複数存在するものの、それらが有効に活用されていないという課題も抱えている。

(2) 本プロジェクトに係るDORの部署

- ・ 開発協力実施部門（Development Cooperation Implementation Division、以下「DCID」という。）

本プロジェクトの窓口部署であり、合同調整委員会（Joint Coordinating Committee、以下「JCC」という。）の運営や他機関・部署との調整・連携など、プロジェクト進行に係る主担当部署となる。また、将来的な資金協力

事業における予算要求・確保に向けた手続きに関わる。

- ・計画モニタリング課

道路や橋梁事業に係る調査・設計などを担当していることから、成果 1、2、3 に関わる。特に 成果1における地形判読やハザード評価、さらには成果 2 の地質調査・解析を実施することを想定している。

- ・維持管理課

道路の日常的な維持管理のほか、災害時の道路交通開放に向けた対応を維持する部署である。本プロジェクトでは、成果 2 の対策工の選定方針、成果 3 の設計・積算・施工計画に携わることを想定している。

- ・地方事務所（Division Road Office、以下「DRO」という。）

災害発生後の緊急対応である成果 4 に係る活動を主体的に実施することを想定している。

- ・品質研究管理センター（Quality Research and Development Center、以下「QRDC」という。）

DOR 内で職員の研修や能力管理を管轄しており、本プロジェクトにおけるセミナーや研修資料を引継ぎ、プロジェクト終了後に継続的な能力向上に貢献する。またトレーニングも有していることから、セミナー等での活用を想定している。

（3）プロジェクトの実施体制

技術協力プロジェクトは能力向上を目的とした、人から人への協力であることから、能力向上の対象者を事業実施前に特定することが重要である。詳細計画策定調査では、Project DirectorをDCIDのDeputy Director General、Project CoordinatorをDCIDのSenior Divisional Engineer、JCCのChairmanをDORのDirector Generalが務めることを確認した。実施体制として、DOR以外にも道路防災に関連するインフラ交通省（Ministry of Physical Infrastructure and Transport、以下「MOPIT」という。）、国家防災庁（National Disaster Risk Reduction and Management Authority。以下「NDRRMA」という。）、水資源灌漑局（Department of Water Resources and Irrigation。以下「DWRI」という。）、トリバン大学工学研究科（Institute of Engineering。以下「IOE」という。）の関与を確認し、JCCへの参加を予定している。

（4）ワーキンググループについて

詳細計画策定調査では、実施体制に含まれるDOR、MOPIT、NDRRMA、DWRI、IOEを成果ごとのワーキンググループのメンバーとする案が出た。これに基づき、事業開始後早期にワーキンググループの結成の必要性を検討し、結成する際には、

各ワーキンググループの役割・活動内容を明確にしてカウンターパートから関係機関に周知する。

(5) 道路災害対応に係る課題

・道路斜面对策の優先順位付けと道路斜面防災計画の策定

DORでは、道路防災点検票様式のアプリを開発したが、道路斜面災害に関する、災害発生場所・発生形態・被害実態などの情報や斜面災害の素因や誘因に係る分析など、データ蓄積が行われていない。道路防災点検に基づいたハザード評価を行う際の基本である地形の把握についても理解が乏しい。

DORの限られた予算・人員の中で技術的根拠に基づいて道路斜面对策の優先順位付けを効率的に実施できるよう、基礎情報データベースおよびハザード評価から、道路斜面对策の優先順位付けを含めた道路斜面防災計画を策定できる技術が必要不可欠である。

・道路斜面对策工の調査・解析・設計・積算・予算要求に係る技術移転

ネパールの道路斜面对策は、災害発生後の事後対策が大部分であり、災害発生前にそのリスクを把握した予防的対策工はほとんど実施されていない。ネパール政府が自国の予算・技術で予防的な対策工を実施することが道路交通の安全性と連結性を確保していく上で極めて重要であり、斜面对策工の実施に向けた調査・解析技術、対策工法の選定技術、設計・積算技術を定着させることが肝要である。

対象とする斜面对策工法は、ネパール全土で広く適用することができる持続可能な工法を採用すべきであり、1モデル地区（1箇所当たり）の金額が少額かつ技術的にも平易で、多地点への展開が容易な技術を用いる。持続可能な規模・技術レベルの対策工に係る技術移転を実施することで、プロジェクト終了後もDORが継続的に予算を確保して、対策工の施工を全国展開していくことを留意して活動する。

・効率的かつ効果的な緊急対応技術の導入

道路斜面災害発生後、道路交通開放をまでに数日～十数日かかることも多いため、災害発生後の緊急対応の課題を整理し、日本のノウハウを導入することで、より効率的かつ効果的に応急復旧・交通開放に繋げる技術を習得することが望ましい。斜面崩壊や落石が頻繁していることから、現地では大量の崩壊土塊・土砂が存在しているため、これらを再利用できる技術について

も検討する²。

(6) モデル区間・地区に関する先方の意向

本プロジェクトの中で、道路斜面防災計画の対象となる区間を設置し、この区間をモデル区間と呼ぶ。また、モデル区間から対策工の対象となる地区を2地区設定（斜面崩壊1箇所及び地すべり1箇所）し、この地区をモデル地区と呼ぶ。

DORの強い希望により、モデル区間・地区については、カトマンズ南部の Lalitpur と Hetauda を繋ぐ NH37 (Kanti Highway : 全長92km : 道路起点はHatada) の区間内から選定する。

(7) 予防的対策工の重要性について認知度を高めることの必要性

ネパールの道路斜面对策は、災害発生後の事後対策が大部分であり、災害発生前の予防的対策工についてはほとんど実施されておらず、そのための予算も十分でない状況である。この理由についてDORに聞き取りを行ったところ、上層部の斜面对策に対する関心が必ずしも高くないことが指摘された。

こうした状況を踏まえ、まずは、政府関係者、さらに政治家にも予防対策工に関する世界的潮流や重要性を理解してもらう必要がある。具体的には、本邦研修への派遣メンバーには、予算作成を行うMOPIT、財務省、ネパール道路基金 (Roads Board Nepal、以下「RBN」という。) 等もメンバーに加え、日本における災害予防を目的とした斜面对策工への予算配賦の在り方や取組みについて学んでもらうほか、予防的対策工の予算に係る課題について議論する機会を提供することが重要である。さらに、本プロジェクトで予定されている各種セミナーにおいても同様のテーマを取り上げ、外部組織・政治家等と共に斜面对策における適切な予算の在り方について考える機会を提供することが重要である。

(8) ロックシェットの取り扱い

DORから日本政府に対する要請書には、ロックシェットをパイロットプロジェクトとして取り上げて欲しいと希望しており、詳細計画策定調査でもその要望が繰り返し伝えられた。しかし、DORの技術力及び予算、工法として適用限界、ネパール国内での汎用性、持続性等を考慮すると、本プロジェクトでロックシェッ

² 例として、対候性土のうを導入し恒久対策工が実施される数年の間、土のうが機能することで、さらなる斜面崩壊や路肩崩壊の抑制する技術の導入が考えられるが、他の技術も含めて導入予定技術を提案することを可とする。

ド工法のみにて特化して対策工設計を実施することは適切ではない。DORとの複数の協議の結果、事業後の全国展開を視野に入れて、斜面崩壊に対してはバイオエンジニアリング工、補強土壁工、切土工等、地すべりに対しては水平ボーリング工、補強土工、盛土工、切土工等をモデル地区における対策工設計の対象とすることで合意した。一方で、DORがロックシェッド工法を学びたいという強い関心があることを尊重し、設計対象とはしないものの、研修等において対策工法の選定技術を紹介する際にはロックシェッド工法を取り上げるなどし、可能な範囲でDORのニーズに応えることが望ましい。

(9) トンネル案との比較検討

ネパールの道路では急崖岩盤斜面が連続しており、斜面对策に係る予算的・技術的制限があるにも関わらず道路斜面防災計画の策定においてトンネル等の代替路線が検討されていない（特にDORが開発に力を入れている国道37号線）。この問題に対処すべく、本プロジェクトの活動1-6に「1-5のハザード評価結果に基づいて、別線トンネル案の比較検討を含めた道路斜面防災計画を策定する」ことを盛り込み、DORの了承を得た。これはネパールから日本政府に提出された要請書には含まれていない活動であるため、ここに補足する。

(10) 設計瑕疵の責任

本プロジェクトでは、モデル地区において道路斜面对策工の設計・積算を行い、施工計画の提案までを実施し、その後の実際の施工はプロジェクト完了後にDOR側が実行する計画とした。JICA側では現地の調査結果から妥当性・経済性・施工安全性において最適解の工法・規模・仕様を提案するが、あくまでも設計への技術的助言によりDORを支援するものであり、DORの決定内容に最終的な責任を持つものではない。

(11) 会計年度に留意して斜面对策工事の実施を計画

本プロジェクトでは、上位目標の指標及び目標値として「プロジェクトで設計された斜面对策工事が少なくとも1件実施される」を設定している。ネパール側の会計年度（7月中旬～翌年7月中旬）に留意しつつ、事業実施中に一度はプロジェクト成果を活用して、DORが予算要求まで終わられるよう支援する。

(12) トリブバン大学との覚書

トリブバン大学（Tribhuvan University）は、ネパールで最初の大学として1959年に設立され、15万人以上の学生が在籍するネパール最大の総合大学であ

る。ネパール国内外の他の大学や機関との研究と交流を重視しており、斜面災害関係では、京都大学、愛媛大学等と協定が結ばれており、留学プログラムや学会議などの活動を通じて、国際的な協力関係を築いている。斜面災害関係の研究は主にIOEの土木工学科で実施されており、斜面崩壊に対するソイルネイリング（土壁釘）工や擁壁工などの斜面安定構造物の設計、地すべり安定化に向けた水平ボーリング工の設計経験もある。また地すべり地形の特定に係る研究では、近年ではドローンや全地球測位システム（GPS）を使って地形解析を行うことが多く、そのほかLight Detection and Rating（LiDAR）などの衛星画像も用いている。IOEが本プロジェクトで実施したのトレーニングやセミナーを引き継ぎ、事業完了後も継続できるかどうかについて、C/PであるDORも巻き込み協議しながらプロジェクトを進める。

以上のことから、本プロジェクトではトリブバン大学との連携は必要不可欠であるが、同大学が本プロジェクトに関与する場合には、当プロジェクトと大学で覚書の締結が必要となる場合がある点に留意する。例えば、大学の施設を使用してセミナー等を行い、本プロジェクトから大学側に金銭的な支払いが発生する場合は覚書が必要である。他方で、個人がJCCに参加する場合などは必要ないが、日当、移動費等をDOR或いはJICAの予算から手当する必要がある。

参考までに、同大学とDORは既に技術支援に関する覚書を結んでおり、主な支援内容は、①道路斜面における物理探査、地盤傾斜計計測、②複雑な斜面災害箇所に対する現地視察や発生メカニズムの解明である。

（13）他事業、他開発協力機関との連携・役割分担

1）我が国の援助活動

ネパールにおけるJICAの道路防災関連事業には、技術協力「シンズリ道路維持管理運営強化プロジェクト」（2011年12月～2016年1月）、「同プロジェクトフェーズ2」（2019年4月～2022年3月）、無償資金協力「シンズリ道路震災復旧計画」（2018年G/A締結）がある。いずれの事業も終了しているが、斜面对策工に関する活動を実施していることから、これら事業の経験を活用する。

シンズリ道路では、斜面での法枠工や谷側での補強土壁工に加えて、ネパールで初めての適用技術となるグラウンドアンカー、ロックボルトを使用した日本の斜面安定化工法を採用したことで、従来の移動距離を約半分に短縮させる、安定した通商ルートを確保した。このような道路斜面对策が山岳国ネパールの経済発展に大きく貢献した事例を示すなど、目に見える対策工の事例として、本プロジェクトでのトレーニングやセミナーでの題材として積極的に活用する。

2) 他ドナー

ネパールの道路防災分野では、世界銀行（以下「WB」という。）及びアジア開発銀行（以下「ADB」という。）が道路防災分野で主要ドナーとなっている。2024年5月時点で実施中の案件で斜面对策のコンポーネントが入っている事業には、WBの「Strategic Road Connectivity and Trade improvement Project (SRCTIP)」や、ADBの「Rural Connectivity Improvement Project」、「Strengthening Capacity for Livable and Resilient Cities」がある。また、WBではムグリン - ナラヤンガード道路（NH44）で財政支援を行っており、道路拡幅に伴い、杭工やバイオエンジニアリング工を実施したほか、DOR技術者に対する研修事業も実施している。また、WB予算で地質工学技術者のDr. Madhu Sudan Acharya（国籍：ネパール）をDORに専門家として派遣している。同氏は現地の地形・地質状況や道路事情に精通していることに加え、日本の最新の斜面对策技術についても独学で勉強しており、プロジェクトでの連携は非常に有意義であると思われる。このような多様な事例を本プロジェクトに取り入れることは、斜面保護技術や工法選定に関するC/Pの知見と理解を深める上で有益であるため、他ドナーとの連携の可能性を積極的に検討しプロジェクトを進める。

(14) 本邦研修

第4条2. (2)に記載のとおり、本邦研修を1回計画している。研修実施にあたり、研修詳細計画書を作成し、打合簿にて確認する。本邦研修の前後に、ネパールでの研修を数時間実施することにより効果が高まることも考えられることから、DORと協議し、事前・事後の研修内容についても検討する。

(15) 愛媛大学 Bhandary Netra Prakash教授の関与

愛媛大学社会共創学部環境デザイン学科および大学院理工学研究科生産環境工学専攻のBhandary Netra Prakash教授は、愛媛大学社会連携推進機構・防災情報研究センターの教授・センター長、Nepal Geotechnical Societyの会長を兼任している。同教授は日本地すべり学会誌第43巻6号での「ネパール最重要道路のハザードマップとリスク管理（2007）」の共著者としてNH44のNarayanghat - Mugling区間、NH41 Tribhuvan Highwayを対象としたハザードマップを含んだ報告を行うなど、ネパールの道路斜面防災の研究を重点的に実施している。

2023年9月からはDOR職員でNH37 : Kanthi Highwayの元プロジェクト・マネージャーが博士後期課程の私費留学生として留学している。その研究テーマは、「Geological and Geotechnical Characterization of Cut Slope-induced

Landslides on Lesser Himalayan Zone of Nepal: A Case of Kanti National Road」と本プロジェクトの対象国道であるNH37を含んでいる。

同教授からも本プロジェクトへ協力の意向を確認できていることから、本邦研修等にて、同教授の講義を含める形で本邦研修日程を設定する。

(16) 指標の基準値・目標値

本プロジェクトのモニタリングに必要な指標については、詳細計画策定調査時のPDM及び Plan of Operation (以下「P0」という。)を基に、R/DでC/Pと合意しているが、具体的な基準値・目標値は、ベースライン調査後に改めて見直し、ベースライン調査での情報収集やC/Pとの議論等を通じ、発注者と相談、連携の上、必要な場合にはPDM及びP0の改訂を進め、第一回JCCで合意する。

上位目標では、詳細計画策定調査時においてJICAで検討中の道路アセットマネジメントクラスター事業戦略案を踏まえ、事業が長期的に社会にもたらす変化を成果として設定しつつ、プロジェクト完了3年後時点で達成し得る目標を指標として設定した。プロジェクト開始後に開催されるJCCでは、道路アセットマネジメントクラスター事業戦略で設定される指標(例えば成熟度評価等)を本プロジェクトの補完指標として追加するかどうかについて検討し、必要に応じてPDMの修正を行うことが想定されている。連結性の観点から、モデル区間における災害時の道路通行止め時間の変化についても補完指標として設定し得るかどうか、プロジェクト開始後に開催されるJCCにおいて検討することが想定されている。

なお、本プロジェクトを実施する中で、プロジェクトを取り巻く環境に変化があった場合は、受注者は必要に応じて活動内容の変更を提言できる。発注者はこれらの提言・計画について、遅延なく検討し、変更が妥当と判断した場合、必要な措置(C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等)をとる。

(17) ジェンダーの視点に留意

本調査では、先方政府とジェンダーに配慮した取り組みについて協議し、道路斜面对策に係る技術者の能力強化において、女性技術者の能力強化にも留意することを先方政府と確認している。C/Pの選定、本邦研修の参加者の選定等においては、ジェンダー・バランスに十分配慮して業務を進める。

(18) Web等のリモート技術の活用

JCCやトレーニング、セミナー等の各種会議においては、対面及びオンライン接続も可能とするハイブリッド方式での実施を基本とする。

(19) プロジェクト完了後の横展開を意識する

本プロジェクトでは、モデル区間・地区を対象に、道路防災管理に関する一連の業務（点検、ハザード評価、計画策定、対策工の優先順位付け、対策工法の選択、調査、設計）及び道路斜面災害後の緊急対応を実施・監理するための技術移転を行う計画である。そして事業完了後には、移転した技術がモデル区間・地区に限らず、モデル区間外でも同様に適用され、長期的には、それがネパール全国で導入されることを目指している。上位目標の指標1「道路防災管理の一連の業務（点検、ハザード評価、計画策定、対策工の優先順位付け、対策工法の選択、調査、設計）がモデル区間外でも適用される（定性的な分析による事前・事後比較）」は、この考えを踏まえて設定されている。よって、実施機関には、本プロジェクトの長期的な目的を理解してもらえよう、事業の実施過程に意識づけを行うことが重要である。

本プロジェクトの成果の持続性の確保の観点から、更新したマニュアル・ガイドライン・ハンドブックについて、事業完了後も適切にDOR内で運用されるよう、DORと協議しながら仕組みをつくる。また、IOEやDORのQRDCが本プロジェクトで実施した研修を引き継ぎ、事業完了後も継続できるかどうかについて、C/PであるDORも巻き込み協議しながらプロジェクトを進める。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1に関わる活動

活動1-1：災害履歴を収集しデータベースを作成した上で解析する

活動1-2：1-1に基づいてモデル区間を選定する

活動1-3：道路斜面ハザード評価ハンドブックを更新する

活動1-4：1-3で更新したハンドブックに使用して地形判読を行う

活動1-5：1-3で更新したハンドブックに使用して道路斜面点検によるハザード評価を実施する

活動1-6：1-5のハザード評価結果に基づいて、別線トンネル案の比較検討を含めた道路斜面防災計画を策定する

活動1-7：1-1～1-6の結果に基づいて、標準作業手順書とともに道路斜面ハザード評価ハンドブックをレビューし最終化する

- 活動1-8：DORの道路斜面評価に係る実施体制をレビューする
- 活動1-9：道路斜面ハザード評価ハンドブック及び道路斜面防災計画策定に係るトレーニングとセミナーを実施する

② 成果2に関わる活動

- 活動2-1：道路斜面对策工のモデル地区を2地区選定する
- 活動2-2：道路斜面对策工の調査・解析マニュアルを更新する
- 活動2-3：モデル地区で地形測量を行う
- 活動2-4：更新したマニュアルを使用してモデル地区で地質調査とモニタリングを行う
- 活動2-5：更新したマニュアルを使用してモデル地区で現地踏査を行う
- 活動2-6：モデル地区で2-2～2-4の調査結果を解析する
- 活動2-7：モデル地区で対策方針・計画を策定する
- 活動2-8：2-3～2-7の結果に基づいて、標準作業手順書とともに調査・解析マニュアルをレビューし最終化する
- 活動2-9：道路斜面对策工の調査・解析に係るトレーニングとセミナーを実施する

③ 成果3に関わる活動

- 活動3-1：対策工法を標準化し、道路斜面对策工設計ガイドラインを更新する
- 活動3-2：モデル地区で対策工実施に向けた環境社会配慮及び気候変動適応策をレビューする
- 活動3-3：更新したガイドラインを使用してモデル地区で対策工の基本設計を行う
- 活動3-4：更新したガイドラインを使用してモデル地区で対策工の詳細設計を行う
- 活動3-5：更新したガイドラインを使用してモデル地区で対策工の積算を行う
- 活動3-6：対策工実施に向けてDORの予算要求を支援する
- 活動3-7：3-3～3-5の結果に基づいて、標準作業手順書とともに道路斜面对策工設計ガイドラインをレビューし最終化する
- 活動3-8：道路斜面对策工の設計に係るトレーニングとセミナーを実施する

④ 成果4に関わる活動

- 活動4-1：道路斜面災害発生後の緊急対応の現状と課題を整理し、改善方針を策定する
- 活動4-2：緊急対応ハンドブックを作成する
- 活動4-3：ハンドブック案に基づいてオン・ザ・ジョブトレーニングを実施する
- 活動4-4：4-3の結果に基づいて、標準作業手順書とともに緊急対応ハンドブックをレビューし最終化する
- 活動4-5：道路斜面災害発生後の緊急対応に係るセミナーを実施する

(2) 本邦研修

- 本プロジェクトでは、本邦研修を実施する。
本邦研修実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）
- 想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計1回
対象者	DORの技術者、予算要求資料作成に関わるDOR計画モニタリング課の技術者及びMOPIT職員、財務省職員、ネパール道路基金（RBN）
参加者数	約10名/回
研修日数	約20日（移動日を含む）/回

(3) その他

- ① 収集情報・データの提供
 - 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
 - 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
 - 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とす

る。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。

- データ格納媒体：CD-ROM（CD-ROMに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
- 位置情報の含まれるデータ形式：KMLもしくはGeoJSON形式。ラスターデータに関してはGeoTIFF形式。（Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、C/Pの合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及びC/Pの合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

④ C/Pのキャパシティアセスメント

本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き』

(特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」)に則り、実施する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又はPDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量(部数)は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	業務開始から1か月以内	英語	電子データ	
モニタリングシート	第一回JCC以降6ヶ月毎	英語	電子データ	
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	4部
			CD-ROM	4部
事業完了報告書	契約履行期限末日	英語	製本	4部
			CD-ROM	4部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法

- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

（３）モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

（４）業務完了報告書及び業務進捗報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- （ア）PDM（最新版、変遷経緯）
- （イ）業務フローチャート
- （ウ）WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- （エ）人員計画（最終版）
- （オ）研修員受入れ実績
- （カ）遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- （キ）供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- （ク）合同調整委員会議事録等
- （ケ）その他活動実績

（５）事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

２．技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者

に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) 道路斜面評価ハンドブック (成果1)
- (2) 道路斜面災害対策工に向けた調査・解析手順に関するハンドブック (成果2)
- (3) 斜面对策工設計ガイドライン (成果3)
- (4) 緊急対応ハンドブック (成果4)

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画 (WBS等の活用)
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	地形測量等	斜面崩壊1箇所及び地すべり1箇所に係るモデル地区の地形状況を把握することを目的として、地形測量、用地測量、水準測量など、必要な測量を実施する。	2箇所	定額計上
2	地質調査	斜面崩壊1箇所及び地すべり1箇所に係るモデル地区において地質状況を確認することを目的として、ボーリング調査、標準貫入試験、乱さない資料の採取など、必要な調査を実施する。	2箇所	定額計上

第7条 機材調達

受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定

する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	モニタリング資機材	斜面崩壊や地すべりの動態観測用資機材	1式	供与機材	定額計上
2	簡易貫入試験機	斜面の地盤強度の観測機	1式	供与機材	定額計上
3	耐候性土のう袋	緊急対応時における現地発生土砂の再利用	600袋	事業用物品	定額計上
4	衛星データ	地形判読・ハザード評価等に用いる標高データ	1式	データ	定額計上

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名

国名：ネパール

案件名：道路防災に係る能力強化プロジェクト

The Project for Capacity Building for Countermeasures against
Disaster and Landslide on Major Highways in Nepal

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における道路セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
ネパール（以下、「当国」という。）は、地形的な特徴から地震、洪水、斜面災害等の自然災害が頻発する国であり、人口の80%以上が自然災害のリスクに晒されている（ネパール内務省、2017年）。2013年から2022年にかけての自然災害による被害総額は約412億円に上り、死者数は13,262人以上に及ぶ（JICA、2023年）。特に斜面災害は発生頻度が高く、1971年から2018年までに約4,400件が発生し、2015年の大地震の被害を除く死者数は、約5,100人となっている（ネパール内務省、2019年）。

当国では運輸交通の約90%を道路輸送に依存しているが、国土の80%近くが山岳地帯であるという厳しい地形条件のため道路網の整備が遅れている。既存道路において、雨期には、落石、岩盤崩壊、斜面崩壊、路肩崩壊、地すべり、土石流等の斜面災害により、道路封鎖や物流の停滞が頻繁に発生している。2022年には国道80路線のうち27路線の221箇所道路閉鎖が発生し、道路閉鎖時間は8,507時間に及んだ。

ネパール第15次国家計画(2019/20-2023/24)の道路に関する方針では、バランスの取れた道路網の整備や拡大及び適切な対策等により、円滑な交通を確保することを目指すとしている。さらに、その目標を達成するために五つの戦略を掲げ、その一つに自然災害や気候変動に起因する災害がもたらす可能性のある悪影響の軽減を挙げ、その具体的な取組として、地すべりや事故による通行止めを最小限に抑えるための斜面对策を実施すること及び自然災害や気候変動に起因する災害による影響や損害を最小限に抑えるため、道路や橋の設計時に特別な注意を払うと述べている。

特に、首都カトマンズからネパール中部・南部へ続く主要幹線道路は、インドからの物流の観点で重要であり、毎年の斜面災害による経済損失への懸念が大きいことから、斜面对策が重視されている。

しかしながら、インフラ交通省道路局（以下、「道路局」という）では、斜面对策のための予算が不足していること、技術的視点から、既存道路の斜面对策工の優先順位付け・計画策定が適切に行われていないこと、斜面对策工の調査・解析、設計、積算、予算要求に係る技術が不足していること、効率的かつ効果的な緊急対応技術が不足していることが課題となっている。さらに、斜面对策に関するマニュアルが複数存在するものの、それらが有効に活用されていないという課題も抱えている。

このような背景のもと、ネパール政府より、道路防災の向上を目的とした技術協力プロジェクト「道路防災に係る能力強化プロジェクト」（以下、「本事業」という。）の実施が我が国へ要請された。本事業は、道路防災や道路安全性確保を所掌する道路局の道路防災管理の運営能力の強化を目指すものである。

(2) ネパールに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

本事業は、日本政府の方針である対ネパール国別開発協力方針（2021年9月）における重点分野「防災及び気候変動対策」及びJICA国別分析ペーパー（2020年8月）の「運輸交通インフラ整備プログラム」の協力方針である急峻な山岳地帯の幹線道路整備に関連し、災害リスクの軽減に貢献する点において、日本の援助方針等に合致している。また、JICAグローバルアジェンダ「運輸交通」の中で掲げるクラスター「道路アセットマネジメント」とも合致しているほか、SDGsとの関係では、持続可能な開発目標（SDGs）のゴール9「強靱（レジリエント）なインフラ構築」及びゴール13「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」にも整合する。

（3）他の援助機関の対応

当国の道路セクターでは、世界銀行（WB）及びアジア開発銀行（ADB）等が、2015年のネパール大地震からの復興事業や主要幹線道路の整備等により、道路レジリエンス強化や連結性強化に向けた支援を行っている。斜面保護対策に関する活動は、WBが実施中の「Strategic Road Connectivity and Trade improvement Project (SRCTIP)」及びADBが実施中の「Rural Connectivity Improvement Project」（2018年～2025年）及び「Strengthening Capacity for Livable and Resilient Cities」（2023年～2024年）にて実施している。

3. 事業概要

（1）事業目的

本事業は、ネパールにおいて、道路斜面災害軽減計画の策定、道路斜面災害対策工に向けた調査及び設計能力の向上、道路斜面災害発生後の緊急対応能力の向上により、道路局の道路防災に係る運営・監理能力の強化を図り、もって道路交通の安全性及び連結性の向上に寄与するもの。

（2）プロジェクトサイト／対象地域名

ネパール全土

（3）本プロジェクトの受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：インフラ交通省道路局技術者及びインフラ交通省地方道路事務所技術者（500名）、道路防災に関わる民間企業の技術者

最終受益者：国が直轄管理する道路の道路利用者

（4）事業実施期間

2024年11月～2027年10月を予定（計36カ月）

（5）事業実施体制

実施機関：インフラ交通省道路局（Department of Road, Ministry of Physical Infrastructure and Transport）

（6）他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1）我が国の援助活動

ネパールにおけるJICAの道路防災関連事業には、技術協力「シンズリ道路維持管理運営強化プロジェクト」（2011年12月～2016年1月）、「同プロジェクトフェーズ

2) (2019年4月～2022年3月)、無償資金協力「シンズリ道路建設計画(第二工区(第1期))」(2000年6月G/A締結)、「同計画(第二工区第3期)」、「同計画(第二工区斜面对策)」(2012年7月G/A締結)、「同計画(第三工区)」(2009年2月G/A締結)、「シンズリ道路震災復旧計画」(2018年G/A締結)、有償資金協力「ナグドゥンガ・トンネル建設事業」(2016年L/A調印)、がある。これら事業では斜面对策工に関する活動を実施していることから、その事業経験を活用する。

また、「道路防災に係る情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】(QCBS)」(2024年)の結果を当案件のモデル区間及びモデル地区の選定にあたり活用している。

2) 他の開発協力機関等の活動

WBが実施中の「Strategic Road Connectivity and Trade improvement Project (SRCTIP)」及びADBが実施中の「Rural Connectivity Improvement Project」及び「Strengthening Capacity for Livable and Resilient Cities」では、斜面保護対策が含まれていることから、本事業の成果2と3で対策工法の標準化及び道路斜面对策の調査マニュアルの更新を検討する際に、それらプロジェクトにおける対策選定の考え方を活用する。多様な事例を用いることで、斜面保護技術や工法選定に関するカウンターパートの理解が深まることが期待される。

(7) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

①カテゴリ分類 (C)

②カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2022年1月版)」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

本事業は、気候変動の影響により増加している道路斜面災害の軽減に資するため、本件は気候変動の適応策に該当する可能性がある。本事業がネパールのNDC(2020年12月)と整合していると判断できる。

3) ジェンダー分類：ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 (GI)

<活動内容/分類理由>調査にて社会・ジェンダー分析がなされたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組や指標等の設定に至らなかったため。ただし、道路斜面对策に係る技術者の能力強化において、女性技術者の能力強化にも留意する予定。

(8) その他特記事項

本プロジェクトの成果の持続性の確保の観点から、更新したマニュアル・ガイドライン・ハンドブックについて、事業完了後も適切に道路局内で運用されるよう、道路局と協議しながら仕組みをつくることに留意する。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標

適切な道路斜面对策を通じて、道路交通の安全性及び連結性が向上する
指標及び目標値：

- ①道路防災管理の一連の業務（点検、ハザード評価、計画策定、対策工の優先順位付け、対策工法の選択、調査、設計）がモデル区間外でも適用される（定性的な分析による事前・事後比較）
- ②プロジェクトで設計された斜面对策工が少なくとも1件実施される
- ③プロジェクトで学んだ道路斜面災害の緊急対応がX件実施される

(2) プロジェクト目標

道路斜面对策に係る能力が向上する
指標及び目標値：

- ①道路防災管理の一連の業務（点検、ハザード評価、計画策定、対策工の優先順位付け、対策工法の選択、調査、設計）及び道路斜面災害後の緊急対応を適切に行う体制が整う（定性的な分析による事前・事後比較）
- ②道路局職員の道路斜面对策に関する理解度が向上する（プロジェクト開始時及び終了時に実施するテスト結果の比較）
- ③プロジェクトで学んだ道路斜面災害の緊急対応がX件実施される

(3) 成果

成果1：道路斜面防災計画の策定に係る能力が向上する

成果2：道路斜面对策工に向けた調査能力が向上する

成果3：道路斜面对策工に向けた設計能力が向上する

成果4：道路斜面災害発生後の緊急対応能力が向上する

(4) 活動

[成果1に関わる活動]

活動1-1：災害履歴を収集しデータベースを作成した上で解析する

活動1-2：活動1-1に基づいてモデル区間を選定する

活動1-3：道路斜面ハザード評価ハンドブックを更新する

活動1-4：活動1-3で更新したハンドブックに使用して地形判読を行う

活動1-5：活動1-3で更新したハンドブックに使用して道路斜面点検によるハザード評価を実施する

活動1-6：活動1-5のハザード評価結果に基づいて、別線トンネル案の比較検討を含め

た道路斜面防災計画を策定する

活動1-7: 活動1-1～1-6の結果に基づいて、標準作業手順書とともに道路斜面ハザード評価ハンドブックをレビューし最終化する

活動1-8: 道路局の道路斜面評価に係る実施体制をレビューする

活動1-9: 道路斜面ハザード評価ハンドブック及び道路斜面防災計画策定に係るトレーニングとセミナーを実施する

[成果2に関わる活動]

活動2-1: 道路斜面对策工のモデル地区を2地区選定する

活動2-2: 道路斜面对策工の調査・解析マニュアルを更新する

活動2-3: モデル地区で地形測量を行う

活動2-4: 更新したマニュアルを使用してモデル地区で地質調査とモニタリングを行う

活動2-5: 更新したマニュアルを使用してモデル地区で現地踏査を行う

活動2-6: モデル地区で活動2-3～2-5の調査結果を解析する

活動2-7: モデル地区で対策方針・計画を策定する

活動2-8: 活動2-3～2-7の結果に基づいて、標準作業手順書とともに調査・解析マニュアルをレビューし最終化する

活動2-9: 道路斜面对策工の調査・解析に係るトレーニングとセミナーを実施する

[成果3に関わる活動]

活動3-1: 対策工法を標準化し、道路斜面对策工設計ガイドラインを更新する。

活動3-2: モデル地区で対策工実施に向けた環境社会配慮及び気候変動適応策をレビューする

活動3-3: 更新したガイドラインを使用してモデル地区で対策工の基本設計を行う

活動3-4: 更新したガイドラインを使用してモデル地区で対策工の詳細設計を行う

活動3-5: 更新したガイドラインを使用してモデル地区で対策工の積算を行う

活動3-6: 対策工実施に向けて道路局の予算要求を支援する

活動3-7: 活動3-3～3-5の結果に基づいて、標準作業手順書とともに道路斜面对策工設計ガイドラインをレビューし最終化する

活動3-8: 道路斜面对策工の設計に係るトレーニングとセミナーを実施する

[成果4に関わる活動]

活動4-1: 道路斜面災害発生後の緊急対応の現状と課題を整理し、改善方針を策定する

活動4-2: 緊急対応ハンドブックを作成する

活動4-3: ハンドブック案に基づいてオン・ザ・ジョブトレーニングを実施する

活動4-4: 活動4-3の結果に基づいて、標準作業手順書とともに緊急対応ハンドブック

をレビューし最終化する

活動4-5: 道路斜面災害発生後の緊急対応に係るセミナーを実施する

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

1) 上位目標の達成に必要な外部条件

- ・ ネパールでの主要幹線道路の維持管理について、急速な民営化や地方分権化等の政策に大幅な変更がなく、事業実施機関が担う役割、権限が大きく変更されない。
- ・ 研修を受けたカウンターパートの大半が組織に残る。
- ・ 道路局は斜面災害対策工を実施するための予算を要求する。

2) プロジェクトによる効果が持続していくための条件

- ・ 道路局の役割が変わらない。
- ・ 道路斜面对策を実施するための予算が配賦される。

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

「ボリビア国 道路防災及び橋梁維持管理キャパシティ・ディベロップメントプロジェクト」(事後評価・評価年度2011年)では、カウンターパートの能力向上に対する目標が不明瞭であり、JICA専門家の活動が教材作成に集中し、能力向上の取り組みが不十分であったと指摘されている。本事業では、オンザジョブトレーニングを基本に、プロジェクトの前半は専門知識に関する学習、後半ではカウンターパートが主導で活動を行い、技術の定着を図る計画とした。また、本事業を通じてカウンターパートの能力がどの程度向上したか検証できるよう、道路局の質的变化を評価する指標を設定した。

また、「キルギス国 橋梁・トンネル維持管理能力向上プロジェクト」(事後評価・評価年2020年)では、予算計画は外部利害関係や自然災害の影響を考慮して検討する必要があるとの指摘がされている。本事業では、本邦研修において、技術者のみならず、予算作成を行う道路局の計画モニタリング課や財務省、ネパール道路基金(RBN)等もメンバーに加え、日本での災害予防を目的とした斜面对策工への予算配賦の在り方や取組みについて学ぶ機会を提供する

以 上

追補：なお、上記は2024年6月の段階の情報である。

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：道路防災に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案して下さい。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：ネパール国及びその他全開発途上国

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

本事業のR/Dで合意された協力期間は36ヶ月間であり、2024年12月の契約締結予定月から2025年11月の履行期間終了月までの約36ヶ月間を、一括の複数年度業務実施契約にて実施することを予定している。

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1）業務量の目途 約 67.90 人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月1.9を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

2）渡航回数を目途 全71回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 地形測量等
- 地質調査

（4）配付資料／公開資料等

1）配付資料

- 本プロジェクトの要請書
- 本プロジェクトのR/D
- ネパール国道路防災に係る能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書

2）公開資料

- ネパール国 道路防災に係る情報収集・確認調査(有償勘定技術支援)(QCBS)ファイナル・レポート
(https://openjicareport.jica.go.jp/614/614/614_116_12384483.html)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具(机・椅子・棚等)	有
5	事務機器(コピー機等)	有
6	Wi-Fi	有

(6) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ネパール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023年10月(2024年7月追記版))」(以下同じ)を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出して下さい。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合: 超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合: 当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

305,470,000円(税抜)

なお、定額計上分 32,700,000円(税抜)については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積りには含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めません。

また、上記の金額は、下記(3)別見積りとしている項目を含みません。

なお、本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積りについて(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

上述(2)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	地形測量および地質調査	第2章 特記仕様書案 第6条 再委託	15,000,000円	委託予定業務事項及び交通費等	現地再委託費
2	機材購入費	第2章 特記仕様書案 第7条 機材調達	8,000,000円	モニタリング資機材	機材購入費
3	衛星データ	同上	1,200,000円	地形判読・ハザード評価等に用いる標高データ	一般業務費 雑費
4	耐候性土のう袋	同上	1,700,000円	緊急対応時における現地土砂の再利用（約600袋）	一般業務費 雑費
5	現場視察時の器具	同上	200,000円	簡易貫入試験機等	一般業務費 雑費

6	本邦研修	第2章 特記仕様書案第4条 (2) 本邦研修	6,600,000円	事前業務(3号 0.4人月及び5号1人月で想定)、及び同行(現時点では3号0.5人月を想定、直接経費を含む)	報酬及び国内業務費
---	------	---------------------------	------------	--	-----------

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙: プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(65)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 要員計画/作業計画等	30	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体 制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者等としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア) 類似業務等の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(5)